

がん対策推進協議会 2011年9月9日

がん医療②

化学療法(ドラッグ・ラグを含む)

国立病院機構名古屋医療センター
堀田知光

ドラッグ・ラグ抗がん剤の問題点

未承認薬

- 治験活性化: スピード、質は改善。国際共同治験の推進とわが国発の新薬開発が急務
- 個人輸入: 安全性の確保にため薬事法で対応すべき
- コンパッショネット・ユース: 現状は研究班で対応。治験を妨げない薬事法上の枠組みが必要

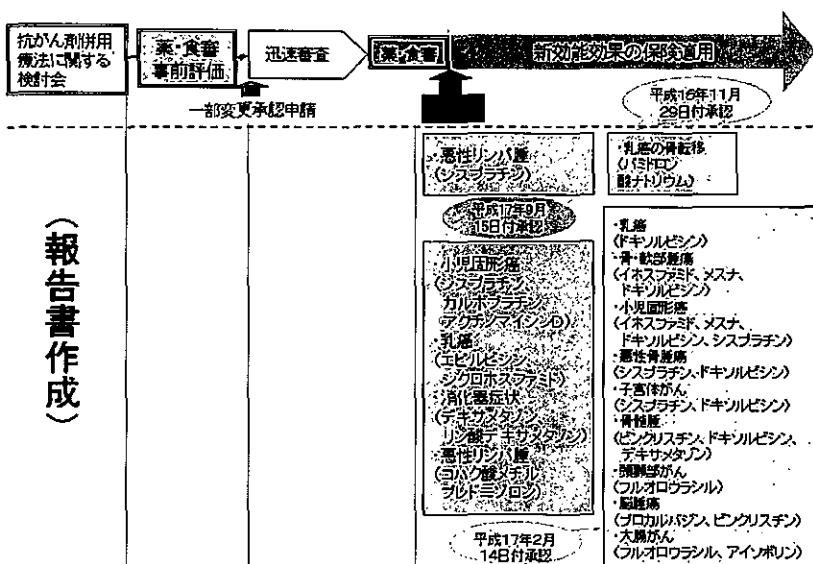
適応外薬

- 治験: 薬事承認が保険診療の原則がラグの主因
- 公知申請: 学会が要望し、企業が申請。迅速な対応は困難。高度医療評価制度の活用
- 保険償還: 建前と診療実態の乖離。55年通知での対応は限界

ドラッグ・ラグ解消のための取り組み

- 抗がん剤併用療法検討会(平成16年1月より8回)
 - 16品目15疾患 30適応で公知申請による承認
 - 教科書的な標準治療に限定
- 未承認薬使用問題検討会(平成17年1月より21回)
 - 41品目の開発要請(抗がん剤は22品目)
 - 14品目は開発企業公募(未承認薬開発支援事業)
 - 稀少疾患に対する開発インセンティブの必要性
- 医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会(平成22年2月より8回)
 - 第1回開発要望の374品目の評価完了
 - 医療上の必要性高いとしたもの186品目
 - 新たに開発要請92品目(公知申請可能としたもの22品目)
 - 第2回の開発要望募集中(学会への協力要請)

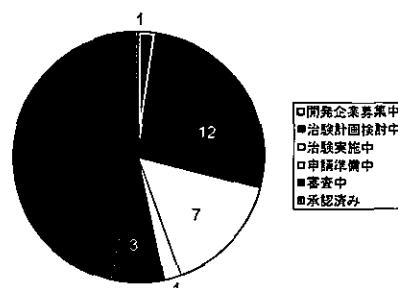
抗がん剤併用療法の適応拡大の進捗状況(平成17年9月15日現在)



未承認薬使用問題検討会議での検討状況 (平成17年1月～平成21年6月)

類型	概要
I	平成17年4月以降に欧米4か国(米・英・独・仏)のいずれかの国で承認されたもの
II	過去5年間に学会・患者団体からの要望があり、かつ平成17年3月以前に欧米4か国のいずれかの国で承認されたもの
III	学会・患者団体からの要望はないが、過去2年間に欧米4か国(のいずれかの国で承認され、かつ医療上の有用性が高いと考えられるもの

検討品目の分類	品目数
抗がん剤	23
先天代謝異常などの小児薬	11
その他	11
合計	45



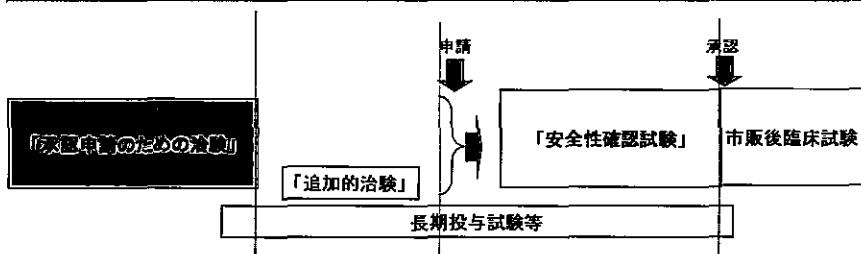
検討結果と対応(抗悪性腫瘍薬)2011.6現在

薬剤名	対象疾患	開発・承認状況
オキザリプラチン	大腸癌	2005.3承認
サリドマイド	骨髓腫	2008.10承認
ペメトレキセド	悪性中皮腫	2007.1承認
ボルテゾミブ	骨髓腫	2006.10承認
ベバシズマブ	結腸・直腸癌	2007.4承認
セツキシマブ	結腸・直腸癌	2008.7承認
エルロチニブ	非小細胞肺癌	2007.10承認
テモソロミド	悪性神経膠腫	2006.7承認
ストレプトゾシン	膵島細胞癌	治験計画検討中
イブリツモマブ	B細胞リンパ腫	2008.1承認
リポソーマルDXR	卵巣癌*、カボジ肉腫	2007.1承認 *2009.4承認
クロファラビン	小児急性リンパ性白血病(ALL)	治験準備中
ペグアスピラガーゼ	ALL/リンパ芽球性リンパ腫(LbL)	治験準備中
ネララビン	T-ALL/LbL	2007.10承認
レナドミド	骨髓異形成症候群(MDS)	承認
スニチニブ	GIST, 腎癌	2008.4承認
ソラフェニブ	腎癌	2008.1承認
ダサチニブ	慢性骨髓性白血病, Ph-ALL	2009.1承認
デシタビン	MDS	治験実施中
アレムツズマブ	慢性リンパ性白血病(CLL)	治験実施中
タルク	悪性胸水	治験実施中(医師主導治験)
ポリノスタット	皮膚T細胞性リンパ腫	治験実施中

赤字は開発支援事業対象品目

「追加的治験」と「安全性確認試験」(案)

- (1) 「患者尊重」に対して、「医療車両のための治療」の中で通常実施される長期投与試験等によりできるだけカバー
 (2) 「追加的治療」は、長期投与試験等によりてもカバーできない希望者に対して限定的に実施されるもの
 (3) 「安全性評議会監修」では、承認後の使用実績を検定して臨床使用成績を把握することにより、実際時に一層の適正
 使用を図るために実施されるもの。市販後臨床試験を介して行うものであり、今までのフェーズIII付替相当



未承認薬にアクセスしたいという切実な患者要望に応える仕組みであるが、機能していない。

- 理由：①企業にとって負担が大きい
②より病状の進んだ患者が組み込まれるため、有害事象が増えることが審査に影響する懸念

➡ 治験本体とは切り離したアクセスプログラムが必要

未承認薬・適応外薬に係る開発の要望の公募について

歐米では使用が認められているが、国内では承認されていない医療上必要な医薬品や適応(未承認薬・適応外薬)に係る医療の公算を基準。募集期間は、昨年6月18日から、8月17日まで。

今後は、未承認薬・適応外薬の開発促進に資するため、医療上の必要性の評価、公知申請への該当性や承認申請のために追加で実施が必要な試験の妥当性の確認などを行う。

＜公募する要望の条件＞

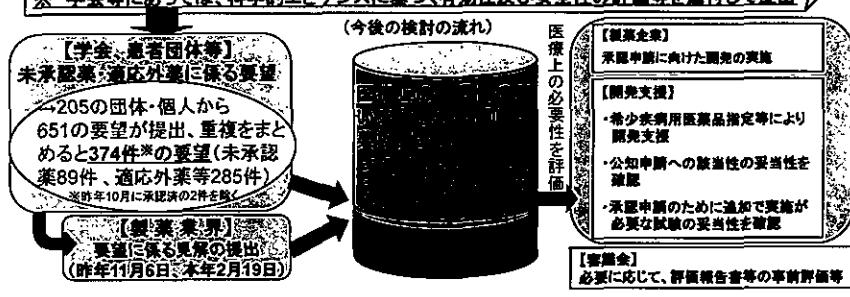
- 米英承認
　歐米4か国(米、英、独、仏)のいずれかの国で承認されていること
 - 適店外基
　歐米4か国のいずれかの國で承認(公的医療保険制度の適用を含む)されて

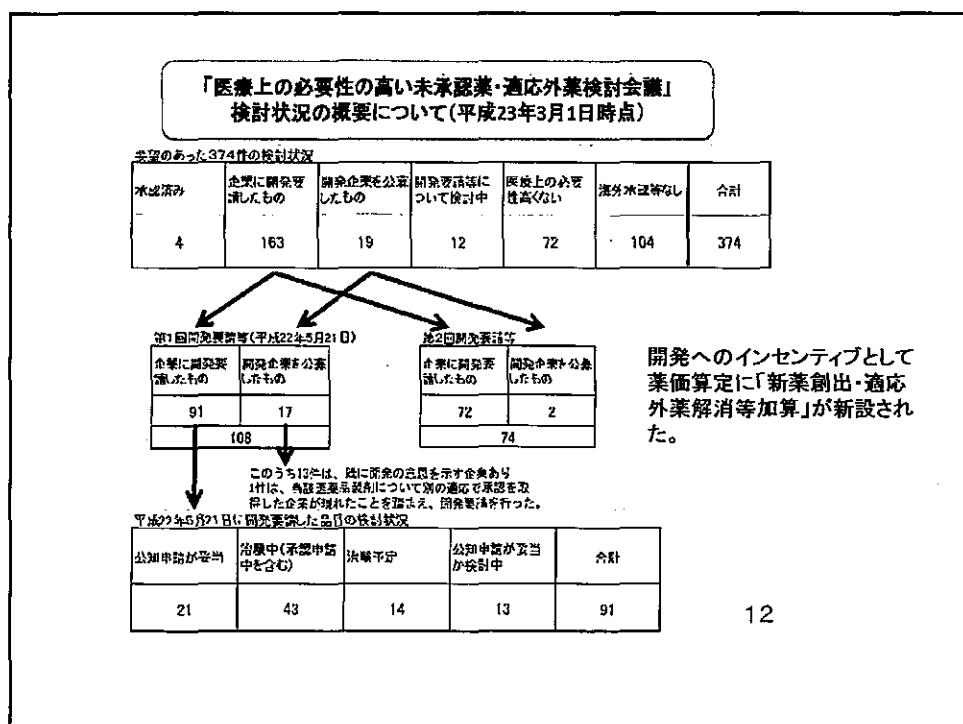
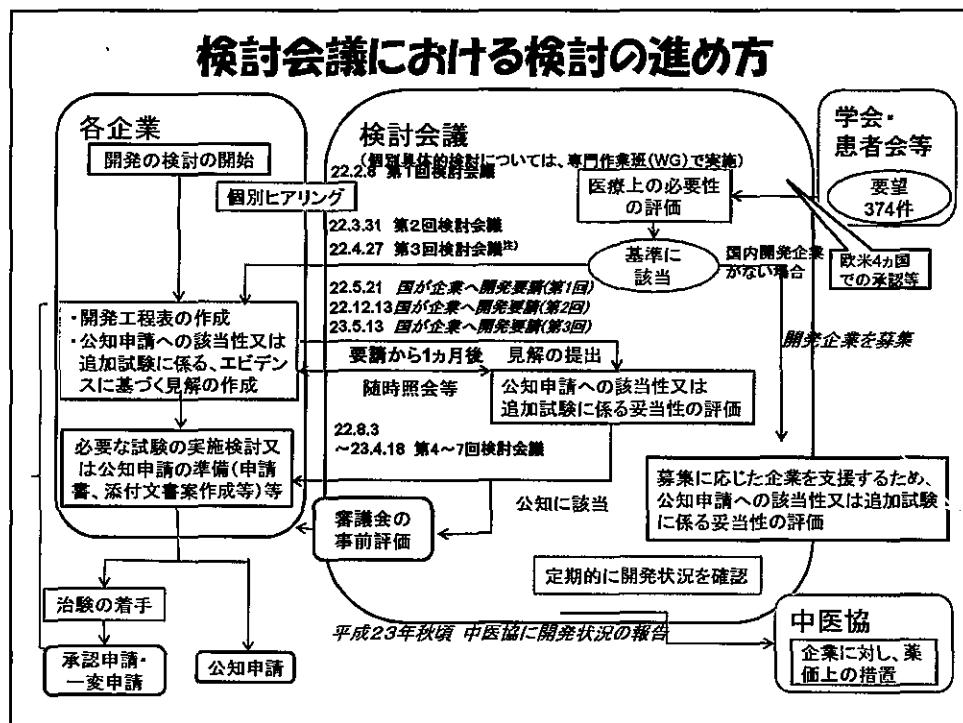
「医療上その必要性が高い」とは次の(1)及び(2)の両方に該当するもの

(1)適応疾患の重症性が次のいずれかの場合
 イ 生命の重大な影響がある疾患(致死的な疾患)
 ロ 病気の進行で不可逆的で、日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
 ハ その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患

(2)医療上の必要性が次のいずれかの場合
 甲 既存の療法が国内外にない
 乙 欧米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べて明確に優れている
 丙 既存のいか一ヶ月以上の治療に耐え難いとしている

※ 営業書類においては、科学的エビデンスに基づく有効性及び安全性の評価書を添付して提出



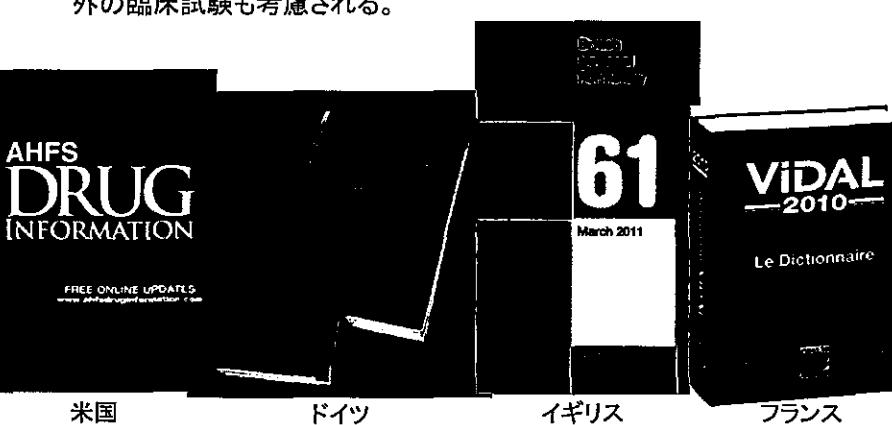


これまでの取り組み

- 治験活性化事業により、治験のスピードと質は欧米に遜色なくなりつつある。
- 標準的治療薬については着実にキャッチアップしてきた。
- 「新薬創出・適応外薬解消等加算」が開発のインセンティブになっている。
- それでもドラッグラグはなくならない。
 - 特に適応外薬には新たな仕組みが必要である。

海外では保険診療下で適応外使用が可能な仕組みがある

米国ではFDAが承認しており、compendialに掲載されれば、適応外でも薬剤費の保険償還が可能となる。さらに、国際的に認知されたpeer review雑誌に掲載された治験以外の臨床試験も考慮される。



タキソール(Taxol)

□日本の効能効果

- 卵巣癌, 非小細胞肺癌, 乳癌, 胃癌, 子宮体癌

□FDAのINDICATIONS

- TAXOL is indicated as first-line and subsequent therapy for the treatment of advanced carcinoma of the ovary. As first-line therapy, TAXOL is indicated in combination with cisplatin.
- TAXOL is indicated for the adjuvant treatment of node-positive breast cancer administered sequentially to standard doxorubicin-containing chemotherapy. (後略)
- 小細胞肺癌、エイズ関連Kaposi肉腫の適応はあるが胃癌、子宮体癌の適応はない

審査情報提供事例

社会保険診療報酬支払基金

「当該使用事例を審査上認める」

平成21年9月提供 薬剤33事例のうち抗がん剤

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ・ドキソルビシン塩酸塩 | 卵巣癌 |
| ・エトボシド | 卵巣癌 |
| ・カルボプラチニ | 子宮体癌 |
| ・ブルスファン | 造血幹細胞移植前処置 |
| ・ヒドロキシカルバミド | 真性赤血球增多症、本態性血小板血症、慢性骨髄単球性白血病 |
| ・エノシタビン | MDS(高リスク群)、難治性の造血器悪性腫瘍 |
| ・ダウノルビシン塩酸塩 | MDS(高リスク群)、難治性の造血器悪性腫瘍 |
| ・イダルビシン塩酸塩 | MDS(高リスク群)、難治性の造血器悪性腫瘍 |
| ・ミトキサンtron塩酸塩 | MDS(高リスク群)、難治性の造血器悪性腫瘍 |

平成19年9月提供 薬剤47事例のうち抗がん剤

- | | |
|----------------|-------------|
| ・ニムスチン塩酸塩 | 悪性黒色腫 |
| ・シスプラチニ | 悪性黒色腫、扁平上皮癌 |
| ・イホスファミド | 悪性リンパ腫 |
| ・フルダラビンリン酸エステル | 慢性リンパ性白血病 |

適応外薬の支払基金対応の問題点

- 再審査期間終了した医薬品のみ
- 例外的な対応(明確なルールなし)
「審査情報提供検討委員会」は名簿・審査過程は未公表
- 分子標的薬について副作用被害救済制度
の適用の可否(H23年1月21日厚生労働省告示第11
号 PMDAホームページ)
- 処方医の責任

適応外薬のドラッグ・ラグを解消するための私見

- 標準治療に近いもの
透明性の高い審査機関に保険償還の判断を委ねる仕
組み(学会のガイドラインが不可欠)
- 標準治療確立のための臨床試験
保険医療の高度化・適正化事業として保険診療の中で
適応外薬を含む臨床試験実施可能とする仕組み
- 新たな用法・用量
治験もしくは高度医療評価制度の活用(公知申請)